

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-03-14

なし

(発行年 / Year)

1910

復茅四五六辨

法典調本、各地方土地建物貸借、敷金
三、関スル慣例取調、儀閣西茅二八辨、移牌
、趣ニ依リ別紙ニ答申言及、律送附、復條、律領
状相成度、復也

明治廿六年八月七日

鹿兒島縣

内務書記官 律中

カゴして

一 不動産、貸借ニ借主ヨリ貸主ニ敷金ヲ入ルハ、慣例アリヤ

答 不動産、内地所家屋貸借ニ借主ヨリ貸主ニ敷金ヲ入ルハ、慣例アリ

一 敷金ハ家屋貸借ノ場合ニ限ルモノナラキ耕作地、建築地等ノ貸借ニモ敷金ヲ入ルハ、慣例アリヤ

答 敷金ハ家屋及建築地等ノ貸借ニハ、慣例アルモ耕作地ノ貸借ニ敷金ノ慣例ナシ

一 敷金預リ主ハ其利子ヲ拵ルハ、慣例アリヤ

答 敷金ノ預リ主ハ其利子ヲ拵ルハ、慣例ナシ

一 敷金ヲ入ルハ、目的如何

答 借貸不拵其他損失補償等ニ充ツルハ、目的トス

一 貸主、敷金若クハ其利子ヲ以テ借貸、不拵其他損失ノ補償等ニ充ツルコトヲ得ルヤ

答 前項答ノ通

一 貸借満期ニ至リ借主未タ其義後ノ辨済ヲ了スルハ、借主ハ敷金ヲ返還スルハ、慣例ナラヤ

答 貸借満期ニ至リ借主其義後ノ辨済ヲ了スルハ、借主ハ敷金ヲ返還スルハ、其義後ノ辨済ヲ了ハタルトキハ敷金ヲ返還スルハ、慣例アリ

カ
コ
シ
マ